

第三十四号議案

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例

東京都区市町村振興基金条例（昭和四十四年東京都条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「三千百六十九億三十五万三千円」を「三千百六十八億九千四百四万三千円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都区市町村振興基金条例第三条に定める額のうち、三百七十五億五千七百五十九万六千円は特別区への貸付けに、二千七百九十三億三千六百四十四万七千円は市町村への貸付けに運用するものとする。

（提案理由）

東京都区市町村振興基金の額を改める必要がある。